

# 部活動運営方針

いわき市立遠野中学校

## 1 適切な休養日や活動時間の設定等について

いわき市立遠野中学校における部活動は、次のルールのもとに行うものとする。

### (1) 休養日の設定

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 平日に1日以上、週休日（土・日）に1日以上を休養日とする。</li><li>② 次の期間は休養日とする。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 夏季休業中の学校閉庁日</li><li>・ 年末年始（12月29日～1月3日）6日間</li></ul></li><li>③ 週休日（土・日）2日間にわたって大会等のため活動した場合は、週休日（土・日）分の休養日を他の週休日または祝日に振り替える。</li><li>④ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。</li></ul> |
|--|

#### 【補 足】

- 日曜日に大会やコンクール等がある場合、前日の土曜日に活動することは可能である。ただし、前日の活動時間は3時間を上限とする。
- 土曜日、日曜日に2日間にわたって活動できるのは、大会やコンクール等の場合のみであり、2日間にわたって練習や練習試合を実施することはできない。大会前であっても同様である。
- 土曜日、日曜日に活動しない場合であっても、平日1日以上休養日を設ける。
- 金曜日または月曜日が祝日で3連休となったとき、土曜日と日曜日に部活動を実施し、金曜日または月曜日の祝日を休養日とした方が、生徒や教職員にとって有益と判断される場合は、土曜日と日曜日の2日間にわたり活動できる。

### (2) 活動時間の設定

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 平日における活動時間は、2時間を上限とする。</li><li>② 週休日（土・日）や祝日、長期休業日における活動時間は、3時間を上限とする。</li><li>③ 朝の練習は、限られた期間、特設部のみとする。</li></ul> |
|---|

#### 【補 足】

- 平日の大会あるいは週休日等の大会等及び練習試合は、上記活動時間の設定とは別に計画されるが、生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養日（振替の休養日を含む）を設ける。
- 上記の活動時間には、準備や後片付けの時間は含まないものとする。

### (3) 大会等への参加の見直し

- ① スポーツ医・科学的な観点から生徒の健康・安全を第一に考えるとともに、学習や家庭生活とのバランスの取れた生活を実現するため、学校単位で参加する大会・コンクール・イベント等の見直しを行う。
- ② 各関係団体等が主催する大会・コンクール・イベント等への参加については、教育課程に基づいて実施する行事等の日程を優先し、生徒や家庭に過度な負担をかけることのないようにする。

## 2 適切な部活動運営に向けた体制整備

### (1) 学校の活動方針の策定等

- ① 校長は、県教育委員会の方針及び「いわき市小中学校部活動運営方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、「活動計画」（年間及び毎月の活動計画）とともに、学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ② 部活動顧問は、「各部年間活動計画」（様式第1号）（平日及び休日における活動日、休養日、参加予定の大会等を明記したもの）、並びに「各部月間活動計画・実績」（様式第2号）を作成する。
- ③ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、部活動顧問等の負担が過度にならないよう、適宜指導を行う。

### (2) 部活動の見直しと複数顧問制の導入

- ① 校長は、部活動の設置数を精選するとともに、一つの部活動に対し複数顧問の配置推進に努める。
- ② 校長は、部活動への参加を一層高めるために、生徒の多様なニーズを把握し、活動内容や実施形態の工夫、シーズン制等による複数種目実施、複数校による合同実施等の様々な取組みを推進するよう努める。

### (3) 保護者との連携

- ① 保護者に部活動等の意義や運営に関して正しく理解してもらい、部活動顧問等と保護者が連携して活動に取り組むように努める。
- ② 適切な設置部数について、保護者の理解を得ながら検討する。
- ③ 保護者の負担軽減に努める。
- ④ 部活動等休養日によりできた時間を、休養や読書、学習、家族との触れ合いの時間にあてる等、家庭と連携して生徒にとって有意義なものとなるようにする
- ⑤ 遠征試合等については、保護者の経済的な負担や生徒の心身の負担、移動手段等の安全性を十分に考慮した上で、校長の責任の下、実施するものとする。

### (4) 地域との連携

- ① 地域では、地域クラブ等の競技団体やレクリエーション団体と連携し、技術指導の依頼、交流など様々な活動を工夫して取り組むようにする。
- ② 地域の団体等と連携する場合、部活動の活動量や強度について考慮し、生徒の負担とならないよう学校生活や学習とのバランスが保たれた取組みにする。

### 3 部活動での適切な指導に向けて

#### (1) 生徒のニーズに応じた部活動

- ・ 生徒の間には、競技志向の生徒もいれば、一定のペースでスポーツ等に親しみたい、放課後を有意義に過ごしたい、信頼できる友達をつくりたいなどレクリエーション志向の生徒もいることから、部活動顧問の一方的な方針で活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、目標や指導の方針を設定する。

#### (2) 生徒の心身の健康管理及び事故防止

- ① 部活動顧問等は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握したりしながら指導する。また、部長の生徒は心身両面で他の生徒よりも負担がかかる場合もあるため、適切な助言その他の支援に留意する。
- ② 計画的な活動により、生徒の発達段階や体力、技能の習得状況を把握し、無理のない練習に留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係施設・設備・用具の定期的な安全確認、事故が起きた場合の対処法の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意する。また、生徒自身が積極的に自分や他人の安全を確保できるようにする。
- ③ 常に、最悪の場合を想定し指導に当たる。また、部活動顧問一人一人が救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分に理解し、緊急時に適切に対応できるようにする。
- ④ 特別に支援を要する生徒については、一人一人の状況に応じた配慮事項等を部活動顧問間で把握するとともに行動の観察と危険を予測しながら、安全に十分配慮して指導に当たる。また、既往症の把握や健康観察にも留意する。
- ⑤ 頭を強く打ち付けた場合は、直ちに部活動を中止し、脳神経外科等の専門医の診断を受ける必要がある。なお、頭に同じような衝撃を二度受けた場合、一度目が軽微なものであっても、二度目の症状が重篤になること（セカンドインパクト症候群）があるため活動に復帰させる際には、専門医の判断を仰ぐ。
- ⑥ 発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導する。
- ⑦ 熱中症は、生命にかかわる病気であるが、適切な対策をしていれば防ぐことができる。部活動の実施に当たっては、「熱中症予防のための運動指針」（日本スポーツ協会）を目安に対策を講じる。なお、熱中症の発生には環境の条件以外に、運動の条件や個人のコンディションも関係していることを認識しておく必要がある。また、雷や暴風、ゲリラ豪雨、PM2.5などの気象情報も事前に収集しておく。

#### (3) 部活動顧問等の体罰・ハラスメントの根絶

- ① 体罰は、学校教育法に違反するのみならず、生徒の心身に深刻な悪影響を与えるものであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導を徹底する。
- ② 部活動顧問等は、生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（スポハラ、セクハラ、パワハラ、モラハラ、個人情報漏洩等）は、絶対にあってはならないものであるという自覚をもち、指導に当たる。

③ 生徒との私的な電子メールやSNS等のやりとりは、行わない。

- 教職員の不祥事防止について（平成25年3月：福島県教育委員会）
- 信頼される学校づくりを職場の力で（令和3年改訂版：福島県教育委員会）

(4) 科学的なトレーニング方法の積極的な導入

- ① 部活動顧問等は、科学的な理論や根拠が得られている練習法や新たに開発された技術などを積極的に習得し、日頃の指導に生かす。
- ② 筋力や全身持久力をはじめとする体力の要素を向上させるために、適切な休養や栄養の補給を挟みながら運動等を行う。
- ③ トレーニングの負荷については、生徒の体力状況に応じた適切な負荷とする。

(5) 指導能力の継続的な向上

- ① 「部活動は、学校教育の一環である」ことを踏まえ、校長は、学校組織全体で取組を進めるために、部活動顧問等に対して部活動の意義、運営や指導の在り方について定期的に行う研修等により共通理解を図る。
- ② 部活動顧問等は、技術指導の内容とともに、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、休養、栄養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付け、それらの向上を図る。

(6) 外部指導者を導入する際の留意点

- ① 学校が、外部指導者を導入するに際しては、部活動が学校の教育活動の一環として実施するものであることを踏まえ、次の点に留意する。

- 学校全体で導入の方針等を確認し、保護者にも外部指導者について周知する。
- 外部指導者は、指導するスポーツ等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者に依頼する。
- 活動方針や活動計画の作成など、運営全体は部活動顧問等が進める。
- 部活動顧問等は、外部指導者とは常に情報交換を行い、密に連携を図る。
- 謝金等の報酬については、関係機関との連携を図り、予め外部指導者と確認する。

- ② 部活動顧問等と外部指導者は、次の内容について確認する。

- 活動の目標、計画、内容について確認するとともに、部活動顧問等と外部指導者の役割を分担する。
- 緊急連絡体制、事故発生時の対応等について確認する。
- 生徒間トラブルや生徒からの相談などについての情報を共有する。
- 不適切な指導と体罰の禁止について、必ず確認する。
- 練習時間や休養日について確認する。